

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所

ケアレンタルセンター椿保谷 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社椿が開設するケアレンタルサービス椿保谷（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具又は指定特定介護予防福祉用具（以下「指定特定福祉用具等」という。）を提供することを目的とする。

(指定特定福祉用具販売の運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護するものの負担の軽減を図るものとする。

2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアレンタルサービス椿保谷
- ② 所在地 東京都西東京市中町2丁目3番2号
(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

- ① 管理者 1名（常勤職員、専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。

- ② 専門相談員 常勤換算2名以上

専門相談員は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成・変更等を行い、特定福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 指定特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 腰掛便座
- 二 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽
- 五 移動用リフトのつり具の部分
- 六 歩行器（歩行車を除く）
- 七 多点杖
- 八 単点杖（松葉杖を除く）
- 九 固定式スロープ

なお、歩行器（歩行車を除く）・多点杖・単点杖（松葉杖を除く）・固定式スロープの4品目に関しては貸与及び購入の選択制の対象となるため、利用者にその旨を説明し、貸与及び購入時のメリット・デメリットの説明を行い、さらに医療職等の意見を踏まえたうえで、貸与とするか販売とするかを利用者自身が選択するものとする。

(利用料等)

第8条 指定特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売等を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり 100円。

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 指定特定福祉用具販売等に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。

- 一 当該指定特定福祉用具販売等事業所又は指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- 二 提供した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、西東京市・東久留米市・清瀬市・練馬区・武蔵野市・

東村山市・新座市・所沢市・狭山市の区域とする。

(苦情処理)

第10条 提供した指定特定福祉用具販売等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。

4 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第12条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

一 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 市町村への通知に係る記録

三 苦情の内容等の記録

四 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

のとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する

者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するもの

とする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続

的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と

いう）策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に

実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続経計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第16条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社椿と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。